

令和7年度第1回宇治市情報公開・個人情報保護審議会

会議名	令和7年度 第1回 宇治市情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和7年8月1日（金） 午前10時00分～ 午前11時25分
場所	宇治市役所議会棟3階第3委員会室
出席者	（委員）原田委員 村中委員 小谷委員 和田委員 高橋委員 （事務局）上道副部長 高橋副課長 綿引係長 岡田主任 尾上主任 吉藤主任 橘主任 （傍聴者）1名 （記者）1名
1 開会 2 本日の予定及び資料の説明について(事務局) 本日の予定及び資料について説明した。 (1) 本日の予定及び資料 ア 令和6年度情報公開制度実施状況について(報告事項) イ 令和6年度個人情報保護制度実施状況について(報告事項) ウ 令和6年度審議会等の会議の公開の運用状況について(報告事項) エ 公文書部分公開決定に係る審査請求について（審議事項） 3 報告事項 令和6年度情報公開制度実施状況について (1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。 (2) 質疑応答 (会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。 (委 員) 情報公開制度実施状況の表の決定内容に「非公開」と「非公開（不存在）」があり、受付番号6番、7番は「非公開」となっている。これは「非公開（不存在）」とは違う決定ということか。 (事務局) 受付番号6番及び7番の「非公開」については、情報公開条例第10条を根拠とする存否応答拒否であり、「非公開（不存在）」とは違う決定である。 (委 員) 「1 公開請求の件数及び処理の状況」の非公開の件数が全て不存在の件数であるように表記されている。件数表示に齟齬があるのでは。 (事務局) 確認して訂正する。 (委 員) 全部非公開の決定はあったのか。 (事務局) 全部非公開の決定はあった。 (委 員) 非公開決定と非公開（不存在）決定の違いは、請求者に分かるようにしているのか。 (事務局) 決定通知に根拠条文を示しており、区別がつくようにしている。 (委 員) 受付番号60番と101番の公文書公開請求は、どちらも障害者に対する虐待の内容についての請求だと思うが、60番は存否応答拒否として非公開決定をしてお	

り、101番の方では、部分公開決定をしている。この2つの請求で結論が分かれた理由は。

(事務局) 受付番号60番は、請求内容が障害者施設を特定しており、当該障害者施設が、虐待に係る文書を保有していなければ、虐待がなかったという証明をしてしまうことになるため、存否応答拒否としている。一方101番は、請求内容が障害者施設を特定しておらず、宇治市内に拠点を置く社会福祉法人となっていることから、部分公開決定をしている。

(委員) 虐待に係る文書を保有していないとするならば、存否応答拒否ではなく、非公開(不存在)の決定をするべきではないか。虐待の事実がないと証明することが、当該障害者施設の権利利益を害するということにはならない。

(事務局) 例えば障害者福祉施設がA施設、B施設、C施設あり、それぞれの施設を特定した請求内容で公文書公開請求が出されたとして、A施設、B施設には虐待事案に係る文書は存在せず、C施設に虐待事案に係る文書が存在した場合、A施設、B施設を非公開(不存在)とし、C施設を存否応答拒否とすると、結果として、C施設に虐待事案に係る文書が存在すると推測できることになる。その場合、C施設の権利利益を侵害してしまうことになるため、障害者施設を特定する請求内容で公文書公開請求が出された場合は、非公開(不存在)ではなく、存否応答拒否とするべきと判断した。

(委員) 法人の権利利益を害することを理由とするためには、もっと具体的な権利利益の侵害がなければならないというのが一般的な解釈であり、受付番号60番の存否応答拒否の決定については、法人の権利利益を広く捉えすぎている。宇治市においては、過去にも存否応答拒否の決定をすべきでない事案で存否応答拒否の決定をしていることがあったので、決定の判断には注意するべき。

(委員) 仮にC施設に虐待に係る文書が存在していたとして、法人の事業活動上の正当な利益を害するという理由により虐待事案があったかどうかを公開しないということは適当ではないのではないか。虐待が障害者施設であったかどうかということは、当該施設の利用者の身体的な利益等にも関わり、公益にも関わるのではないか。虐待の事実を存否応答拒否で隠すということが、法人の事業活動上の正当な利益であると考えること自体に疑念がある。虐待があったという事実は、宇治市情報公開条例第6条第3号アに規定されている「人の生命、身体又は健康を、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公にすることが必要と認められる情報」に該当するのではないか。

(委員) 受付番号166番は存否応答拒否の決定をしているのか。

(事務局) そうである。

(委員) 請求内容にある「通知者」と請求者は別人物か。

(事務局) 同一人物である。

(会 長) 他に質問はあるか。ないようなら次に移る。

4 報告事項 令和6年度個人情報保護制度実施状況について

(1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 受付番号2番の不開示決定は、戸籍法の規定による戸籍の請求ができるため、個人情報開示請求については不開示としているが、請求者本人にその内容を説明し、取り下げてもらおうということはなかったのか。

(事務局) 請求者に制度の説明をしたが、個人情報開示請求をするということであった。

(会 長) 他に質問はあるか。ないようなら次に移る。

5 報告事項 令和6年度審議会等の会議の公開の運用状況について

(1) 事務局から、資料に沿って説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。

(委 員) 宇治市観光案内整備推進委員会において宇治市情報公開第6条第5号に該当するとして会議を非公開としているが、どのような会議内容で第6条第5号に該当すると判断したのか。

(事務局) 現在、会議の内容が分かる資料を持ち合わせていないため、確認でき次第、追って報告する。

(会 長) 他に質問はあるか。ないようなら次に移る。

6 審議事項 公文書部分公開決定に係る審査請求について

(1) 事務局から資料に沿って説明を行った。

(2) 質疑応答

(3) 実施機関の意見陳述及び質疑応答が行われた。

(4) 審議

7 その他連絡事項等について

次回の審議会の日程等について確認した。

8 閉会

(会長署名)